

# **きょうと健康長寿推進中丹東地域府民会議規約**

## **(名 称)**

**第1条** 本会議は、「きょうと健康長寿推進中丹東地域府民会議（以下「中丹東地域府民会議」という）」と称する。

## **(目 的)**

**第2条** 中丹東地域府民会議は、きょうと健康長寿推進府民会議において決定された取組方針に基づき、地域の特性に応じた健康づくりにかかる中核的活動を担うことにより、府民の生涯にわたる健康づくりを府民運動として、円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

## **(構 成)**

**第3条** 中丹東地域府民会議は、この会の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

2 府民会議は、必要に応じて学識経験者の参加を得る。

## **(事 業)**

**第4条** 中丹東地域府民会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯にわたる健康づくり対策に係る情報の交換に関すること。
- (2) 生涯にわたる健康づくりへの取組の推進及び啓発に関すること。
- (3) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (4) その他生涯にわたる健康づくり推進に関すること。

## **(会 長)**

**第5条** 中丹東地域府民会議に会長を置く。

- 2 会長は、中丹東地域府民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、京都府中丹東保健所長をもって充てる。
- 4 会長に事故あるときは、会長が指名した者が、その職務を代行する。

## **(総 会)**

**第6条** 中丹東地域府民会議の総会は、会長が召集して次の事項を決定する。

- (1) 地域における府民運動の展開の方針に関すること。
- (2) 地域における府民運動の普及啓発に関すること。
- (3) 事業計画・事業報告に関すること。
- (4) 構成団体等の入会、退会に関すること。
- (5) 規約の改廃に関すること。
- (6) その他会長が必要と認めること。

- 2 総会に議長を置く。
- 3 議長は、会長が務める。

(部 会)

第7条 中丹東地域府民会議に、地域・職域連携部会、歯科保健推進部会を置く。

- 2 地域・職域連携部会は地域保健と職域保健の連携協力により、中丹東地域内の生涯を通した健康づくりについて検討する。
- 3 歯科保健推進部会は中丹東地域内の歯科保健を中心とした健康づくりについて検討する。
- 4 各部会に互選による部会長を置く。

(事務局)

第8条 中丹東地域府民会議の事務局は、京都府中丹東保健所（京都府中丹広域振興局健康福祉部）内に置く。

(補 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、中丹東地域府民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 附則 この規約は、平成17年7月28日から施行する。  
附則 この規約は、平成19年7月 4日から施行する。  
附則 この規約は、平成23年7月15日から施行する。  
附則 この規約は、平成30年8月30日から施行する。